

公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター役員等及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター（以下「本センター」という。）定款第15条第3項及び第32条第3項の規定に基づき、本センターの役員等及び評議員の報酬及び費用の支弁に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、名誉会長、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 前条に規定する理事のうち、専務理事は常勤とし、報酬として給与を支給する。

2 専務理事を除く役員等及び評議員は、無報酬とする。

(給与の種類)

第4条 専務理事の給与は、給料、期末手当及び通勤手当とする。

(給料の決定)

第5条 専務理事に対しては、評議員会の決議により別表に定める報酬等の基準に従って算定した額を給料として支給する。

(給与の支払方法等)

第6条 専務理事の給与の支給の時期及び支払方法等は、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター職員給与規程の該当条項を準用する。

(旅費の支給)

第7条 役員等及び評議員が出張したときの旅費については、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター職員旅費規程第3条の別表に準じて支給する。

(実費の弁償)

第8条 役員等及び評議員が職務を行うために要するその他の費用については、実費を支弁する。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

別表（第5条関係）

常勤の理事に対する報酬等の基準

等級	1	級		
号級	給	料	月	額
1号	478,300 円			

※ 定期昇給は、財政が好転するまで当分の間凍結。